

令和2年4月6日

保護者の皆様

たつの市立西栗栖小学校
校長 名村 嘉洋

令和2年度「警報」発表時の対応について

「特別警報」及び大雨・台風による暴風雨・大雪にかかる「警報」発表時の児童の登校について、学校からの連絡メールの有無に関わらず、テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 臨時休業

(1) 午前7時（地区によっては登校時刻前）の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発表されているとき。

※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発表されている場合であっても、「たつの市」に発表されていない場合には、登校します。

(2) 午前7時以降、8時30分までに警報が発表された場合も「臨時休業」にします。

2 登校途上の場合

登校途中に「警報」が発表されたとき、又は発表されていることが分かったときは、原則として、安全等に注意してそのまま登校しますが、状況により、児童の安全確保を最優先して適切に対応します。

3 登校後に「警報」が発表された場合

午前8時30分以降、「警報」が発表された場合は、通学路の安全等を確認してから下校させる等の対応をします。児童の安全確保を最優先して適切に対応します。

4 その他

「警報」が発表されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは協議し、登録された携帯電話への連絡メールか地区役員を通じて連絡をします。

【給食について】

(1) 午前7時に「警報」が発表されているときは、当日の給食は中止となります。

(2) 午前7時の時点で警報が発表されていないが、午前8時30分までに警報が発表された場合、給食が中止になります。この場合、連絡メールか地区役員を通じて対応を連絡します。

(3) 午前8時30分以降に警報が発表された場合は、給食は中央学校給食センターが準備していますが、台風接近等の気象状況により給食を食べるか、食べないかの判断を学校でしたのち、その後の動きは連絡メールか地区役員を通じて連絡します。